

令和4年那審第19号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b  
職 名 A甲板員  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、  
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。  
受審人 b の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所  
令和4年6月9日18時44分僅か過ぎ  
沖縄県金武中城港
- 2 船舶の要目  
船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 9.1トン  
登 録 長 11.63メートル  
幅 3.35メートル  
機 関 の 種 類 ディーゼル機関  
出 力 279キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 設備等

Aは、平成6年12月に進水した、一本釣り及び旗流しの各漁業に従事するFRP製漁船で、船体後部に上層を操舵室及び下層を船室として区画された甲板室を配し、操舵室前部に舵輪、操縦席、自動操舵装置、機関操縦レバー、レーダー、プロッター付簡易型船舶自動識別装置(AIS)、GPSプロッター、魚群探知機等を装備し、同室後部から船室に通じるはしごを、同室前面に4枚の角窓を、船室中央部両舷に上下2段の寝台をそれぞれ設けていた。

#### (2) 関係人の経歴等

##### ア a 受審人

a 受審人は、(一部省略)新造したAの係留地を金武中城港の沖縄県海野漁港とし、同船に船長として乗り組んでいた。

##### イ b 受審人

b 受審人は、(一部省略)令和3年6月からAに甲板員として乗り組んでいた。

#### (3) 金武中城港の状況

金武中城港は、沖縄県沖縄島東岸に位置し、北部が金武湾及び南部が中城湾に別れており、同湾に通じる浜比嘉口、津堅口、二ツ口及び久高口と称する港口が東方に開いた港で、中城湾南部に東西及び南の三方を陸岸と防波堤で囲まれた海野漁港が築造されていた。

そして、海野漁港東方沖合約2海里にはウンタクと称する干出さんご礁（以下「ウンタク礁」という。）の端に左舷標識の金武中城港ウンタク灯標（以下「ウンタク灯標」という。）が、同沖合約4海里には平瀬と称する干出さんご礁の端に同標識の琉球平瀬灯標（以下「平瀬灯標」という。）がそれぞれ設置されていた。

#### (4) 本件発生に至る経緯

Aは、a、b両受審人が乗り組み、操業の目的で、船首尾とも1.5メートルの喫水をもって、令和4年6月8日10時30分海野漁港を発し、沖縄県久高島南東方沖合約20海里的の漁場に向かった。

a受審人は、レーダー、他船の接近を知らせる警報音の範囲を2海里に設定したAIS及びGPSプロッターを作動させて久高口を通過し、13時30分頃前示漁場に到着してb受審人と共に操業を始め、期待した漁獲物を得ることができなかったことから操業を続け、翌9日15時30分頃操業を終えてb受審人に休息をとらせるとともに、平瀬灯標から半径1海里の水域（以下「久高口付近」という。）に到達したことが同プロッターから発せられる警報音で分かるように同水域を設定し、連続した操業による疲労が蓄積していたなか、15時35分頃同漁場を発進して帰途に就いた。

ところで、a受審人は、平素、操業を終えて帰港する際、単独の操船に当たりながらGPSプロッターで久高口付近への予定到達時刻を把握し、b受審人と操船を交替して船室の寝台で1時間ないし2時間の休息をとるなか、同人から同付近に到達した旨を口頭で伝えられたり、長年の航行経験により自らの感覚で起きたりして操舵室に赴いていた。

a受審人は、操縦席に腰を掛けた姿勢で単独の操船に当たり、

16時30分平瀬灯標から135.5度（真方位、以下同じ。）  
11.6海里の地点で、操舵室に赴いたb受審人と操船を交替する  
とき、同人が操船に当たる間に久高口付近に到達することを承知し  
ていたが、同付近への予定到達時刻を把握していることに加え、平  
素どおり自ら同室に赴いて操船に当たるつもりなので特に指示する  
までもないと思い、b受審人に対し、久高口付近に到達しても自身  
が操舵室に赴かなければ機関を停止するなど、航行中における具体  
的な指示を行うことなく、b受審人と操船を交替して船室に赴き、  
左舷側の寝台で休息をとり始めた。

b受審人は、操縦席に腰を掛けた姿勢で単独の操船に当たり、久  
高口付近に到達すれば、平素どおりa受審人が自ら操舵室に赴いて  
操船に当たるものと見込み、18時00分少し前平瀬灯標から  
127度2.1海里の地点で、針路を317度に定めて自動操舵と  
し、機関を回転数毎分1,200にかけ、6.4ノットの速力（対地  
速力、以下同じ。）で進行した。

b受審人は、18時09分半僅か過ぎ平瀬灯標から116度  
1.0海里の地点で、GPSプロッターから警報音が発せられるよ  
うになっても、a受審人が自ら操舵室に赴かなかったことから、操  
縦席から後方を振り向き、久高口付近に到達した旨を口頭で伝えて  
同警報音のスイッチを、次いでAISに設定された他船の接近を知  
らせる警報音が発するようになり操船に集中するため18時20分  
頃AISの電源をそれぞれ断として続航した。

一方、a受審人は、久高口付近に到達したことも、b受審人から  
同付近に到達した旨を口頭で伝えられたことにも気付かないまま休  
息をとり続けた。

b受審人は、これまで一度も操船に当たったことのない水域であ

ることに不安を覚えるなか、久高島が右舷方に並航となっても、a受審人が自ら操舵室に赴かなかったことから、再度、操縦席から後方を振り向き、同島を通過した旨を大声で伝え、a受審人が自ら同室に赴くことを待ち続けていたところ、船首方に反航船を認め、同船と右舷を対して航過し、18時25分半僅か過ぎウンタク灯標から138度2.1海里の地点で、針路を314度に転じて進行した。

b受審人は、依然としてa受審人が自ら操舵室に赴かなかったことから、同人に直接声を掛けることとし、18時36分僅か前ウンタク灯標から142.5度1.0海里の地点に至り、a受審人に操船の要請を行うため、操舵室から船室に移動するとき、正船首のウンタク礁まで1,620メートルとなり、機関を停止しないまま船室に移動すると、同礁に向首接近して乗り揚げのおそれがある状況であったが、周囲に他船を見掛けないのでしばらく操舵室を離れても航行に支障はないものと思い、機関を停止することなく、船室に移動し、角窓越しから前方の状況を確認するなか、同人に操船の要請を行いながら続航した。

こうして、a受審人は、18時40分ウンタク灯標から149度1,060メートルの地点で、b受審人から操船の要請を受けていたとき、正船首のウンタク礁まで800メートルとなり、同礁に向首接近して乗り揚げのおそれがある状況であったものの、眠りに陥っていたので、同人が操舵室を無人の状態としていることも、b受審人から操船の要請を受けていることも、この状況にも気付かないまま眠り続けた。

Aは、操舵室が無人の状態になったままウンタク礁に向首進行し、18時44分僅か過ぎウンタク灯標から189度350メートルの地点において、原針路及び原速力で、同礁に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力3の東風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

a 受審人は、b 受審人から操船の要請を受けていることに気付いて操舵室に赴き、乗揚の事実を知り、事後の措置にあたった。

乗揚の結果、推進器翼に曲損及び船底外板に擦過傷を生じたが、のち修理された。

#### (原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、海野漁港に向けて金武中城港を航行中、操舵室から船室に移動する際、機関が停止されず、操舵室が無人の状態になったままウインタク礁に向首進行したことによって発生したものである。

運航が適切でなかったことは、船長が、甲板員と操船を交替する際、同員に対し、航行中における具体的な指示を行わなかったことと、甲板員が、操舵室から船室に移動する際、機関を停止しなかったことによるものである。

a 受審人は、単独の操船に当たり、海野漁港に向けて久高島南東方沖合を航行中、b 受審人と操船を交替する場合、同人が操船に当たる間に久高口付近に到達することを承知していたのだから、航海を安全に成就することができるよう、b 受審人に対し、同付近に到達しても自身が操舵室に赴かなければ機関を停止するなど、航行中における具体的な指示を行うべき注意義務があった。しかし、a 受審人は、平素どおり自ら操舵室に赴いて操船に当たるつもりなので特に指示するまでもないと思い、b 受審人に対し、航行中における具体的な指示を行わなかった職務上の過失により、久高口付近に到達したことも、b 受審人が同室を無人の状態としていることも、同人から操船の要請を受けていることも、ウインタク礁に向首進行して乗り揚げのおそれがある状況にも気付かないまま眠

り続けて同礁に乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

b 受審人は、単独の操船に当たり、海野漁港に向けて金武中城港を航行中、a 受審人に操船の要請を行うため、操舵室から船室に移動する場合、中城湾に点在する干出さんご礁等に乗り揚げることのないよう、機関を停止すべき注意義務があった。しかし、b 受審人は、周囲に他船を見掛けないのでしばらく操舵室を離れても航行に支障はないものと思い、機関を停止しなかった職務上の過失により、同室を無人の状態としたままウンタク礁に向首進行して同礁に乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の b 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 6 月 2 0 日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 永 木 俊 文